



滋人委第147号
平成21年(2009年)5月14日

滋賀県議会議長 辻村克様

滋賀県知事 嘉田由紀子様

滋賀県人事委員会
委員長 市木重夫

平成21年6月に支給する期末手当および勤勉手当に関する
特例措置に関する意見について

このたび、人事院が平成21年6月に支給する期末手当および勤勉手当に関する特例措置に係る改正について報告および勧告を行ったことを踏まえ、本県においても、国家公務員に対する国の特例措置に準じて所要の措置を講ぜられることが適当と認めますので、地方公務員法第8条第1項第3号の規定に基づき、意見を申し出ます。